

幼稚園（新制度未移行）等で 施設等利用給付認定1号認定を受けているお子様、
施設等利用給付認定2号・3号認定を受けているお子様の保護者の方へ

保護者各位

「給付認定通知書に記載の認定期間の延長をする方」、「保育の必要性事由の変更が必要な方」、「家庭状況等に変更があった方」、は、下記のとおり更新の手続きを行ってください。認定区分により必要手続きが異なりますので御注意ください。手続きがなく、認定期間が切れてしまった場合は、新2号・新3号認定から新1号認定へ変更となり、預かり保育無償化の対象外となりますので御了承ください。
各種様式については、各幼稚園等及びこども保育課窓口にて配布しております。（市ホームページでもダウンロードが可能です。年度毎に様式が変更する可能性があります。）
なお、新2号・新3号認定は、毎年、保育の必要性の確認等を行うため、事由に変更がない場合であっても各必要書類の提出が必要となりますので、別途通知いたします。

家庭状況等変更に伴う提出書類について（令和4年4月～）

施設等利用給付認定1号認定・新1号
施設等利用給付認定2号又は3号認定・新2号又は新3号

No.	該当する認定区分		事由	必要書類										備考 (状況に変更が生じたら、速やかに書類を御提出ください。)	
	新1号	新2号 新3号		教育・保育 給付認定及び 施設等利用 給付認定 変更届	就労 証明書 (市様式)	医師の 診断書 (市様式)	母子 手帳の 写し	介護・ 看護状 況調査 票(市 様式)	育児休業 に伴う 継続利用 申込書 (市様式)	在学 証明書	受理 証明書	戸籍 謄本	市県民税 課税証明書 又は、 非課税証明書		
1		○	認定期間が終了する場合(期限の延長が必要な方) ※満3歳(年齢到達)による認定区分変更(新3号→新2号) は、書類提出不要です。	●											保育できない状況を証明するもの(認定期間の終了する月の15日頃までに必ず御提出ください) ※提出が遅れる可能性がある場合には必ず事前に御連絡ください。
2		○	就労を開始した場合	●	●										勤務開始前に内定の就労証明書を提出した場合、あるいは勤務実績が確認できていない場合は、勤務開始後に再度就労証明書の提出が必要です。
3		○	勤務先が変わった場合・勤務時間・雇用期間が変わった場合	●	●										勤務時間がシフト制の方や変動する方は、直近のシフト表等も併せて提出が必要です。有期雇用の場合は、雇用期間更新の確認をする可能性があります。
4		○	自営業になった場合	●	●										就労証明書と合わせて、確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、商業・法人登記履歴事項全部証明書等のいずれか一つの添付が必要です。(実績確認書類を依頼する可能性があります。)
5		○	疾病・障害により保育にあたることのできない場合 (疾病・障害による休職や退職含む)	●		●									身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A・B-1、B-2の写しあるいは市様式の診断書を提出してください。
6		○	親族の介護により保育にあたることのできない場合	●		●	●								身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A・B-1、B-2の写しあるいは市様式の診断書、及び市様式の介護・看護状況調査票を提出してください。
7		○	就学を開始した場合	●						●					カリキュラム、学生証等の写しの添付も併せて提出してください。※就学先で発行されたものの、在学期間終了後は速やかに要件を変更する必要があります。(就学要件終了後に求職活動要件への要件変更は可能です。)
8	○	○	離婚した場合 世帯員が死亡した場合	● 世帯員が変更する場合は世帯構成欄も記載してください。							● 受理証明書を提出した場合、後日必ず戸籍を御提出ください。	●※ 該当者のみ備考欄参照			☆給食費の無償化の申請をこれからされる方や申請をすでにされている方 婚姻・離婚により、給食費が徴収又は無償となる場合があります。
9	○	○	結婚した場合	● 世帯員が変更する場合は世帯構成欄も記載してください。							● 受理証明書を提出した場合、後日必ず戸籍を御提出ください。	●※ 該当者のみ備考欄参照			※原則、マイナンバーにて各自自治体にも子ども保育課から照会いたしますが、マイナンバーが不明等の場合は、御本人で基準日時点にお住まいの市区町村の住民税担当課へ問合せ、発行依頼をしていただく必要があります。 【令和4年4月～令和4年8月分】 基準日:令和3年1月1日……令和3年度住民税課税(非課税)証明書
				● 世帯員が変更する場合は世帯構成欄も記載してください。	● 配偶者の該当するもの						● 受理証明書を提出した場合、後日必ず戸籍を御提出ください。	●※ 該当者のみ備考欄参照		【令和4年9月～令和5年3月分】 基準日:令和4年1月1日……令和4年度住民税課税(非課税)証明書	
10	○	○	祖父母と同居することとなった場合	● 世帯構成欄に同居する祖父母の氏名を記載してください。								●※ 該当者のみ備考欄参照			☆給食費の無償化の申請をこれからされる方や申請をすでにされている方 父母ともに非課税の場合やひとり親の方で非課税世帯の場合に、祖父母の課税状況により、給食費が徴収又は無償となる場合があります。 ※上記に該当する場合は、下記の証明書が必要となります。 【令和4年4月～令和4年8月分】 基準日:令和3年1月1日……令和3年度住民税課税(非課税)証明書 【令和4年9月～令和5年3月分】 基準日:令和4年1月1日……令和4年度住民税課税(非課税)証明書
11		○	第2子以降を妊娠した場合 (妊娠が判明したら直ちに)	●			●								母子手帳の分娩予定日が記載されているページ。
12	○	○	第2子以降を出産した場合	●			●								母子手帳の「出生届出済証明」が記載されているページ。 原則、 出産前後要件終了後に求職活動への要件変更はできません。

家庭状況等変更に伴う提出書類について（令和4年4月～）

施設等利用給付認定1号認定…新1号
施設等利用給付認定2号又は3号認定…新2号又は新3号

No.	該当する認定区分		事由	必要書類							市県民税 課税証明書 又は、 非課税証明書	備考 (状況に変更が生じたら、速やかに書類を御提出ください。)		
	新1号	新2号 新3号		教育・保育 給付認定及び 施設等利用 給付認定 変更届	就労 証明書 (市様式)	医師の 診断書 (市様式)	母子 手帳の 写し	介護・ 看護状 況調査 票(市 様式)	育児休業 に伴う 継続利用 申込書 (市様式)	在学 証明書			受理 証明書	戸籍 謄本
13		○	育児休業を取得する場合 (上のお子様、幼稚園・こども園を継続して利用する場合) ※育児休業取得前から施設を利用していることが条件	●	●									継続入所が可能な期間は、 保護者の育児休業の期間が終了する日の翌月末までとなり ます。 保育施設の継続理由は、①子どもの発達上の環境の変化に留意する場合、②保護者の健康 状態に配慮が必要な場合、③保護者の保育環境支援のため施設等の利用を継続する ことが好ましい場合です。 ※継続して利用する理由は、必ず①～③のいずれかに☑を入れた上で、詳細の理由をお 書きください。 原則、 育児休業取得後に求職活動への要件変更はできません。
14		○	育児休業から復帰する場合	●	●									就労証明書等は、復帰した後に勤務先へ証明書発行の依頼をしてください。(復帰した事実 を確認するため。) ※就労証明書内の復職日にて復帰の確認をいたします。
15		○	産後、育児休暇をとらず、仕事に復帰する場合	●	●									出産したお子様については、誰が保育するかを変更届の余白等に記入し、御提出くださ い。認可保育施設の申込みを検討されている場合は、生後57日目以降から申込みが可能 な施設もございますので、こども保育課までお問い合わせください。 ※就労証明書内の復職日にて復帰の確認をいたします。
16		○	勤務先を退職した場合や自営業を廃業した場合等	●										※退職日や廃業日を記入してください。 (認定期間(利用可能期間)は、求職中となった日から2か月を経過した日の属する月 の月末までとなります。認定満了月の15日までに就労証明書等を提出ください。提出 されない場合には、施設等利用給付認定(新2・3号)が取消となり、施設等利用給付 認定(新1号)となります。(No.19に該当))
17	○	○	市内で転居した場合	●										世帯構成員が変更となる場合は、変更届の住所変更及び世帯構成欄の記載をお願いします ます。
18	○	○	市外に転出する場合	●										習志野市外へ転出する際は、変更届を御提出ください。転出した時点で認定が終了となり ますので、認定取消通知書を送付いたします。引き続き、お通りの幼稚園・こども園に通う 場合には、転出先の市区町村にて給付認定の手続きが必要となりますので、転出先の市 区町村に御確認ください。
19		○	保育にあたれない要件がなくなった場合											認定要件がなくなった場合は、施設等利用給付認定(新2・3号)が取消となり、施設等利用 給付認定(新1号)へ変更となりますので、必ず認定満了月の15日までに申請してくださ い。
20		○	退園した場合	●			● 該当するもの							退園した場合であっても、認定は継続しますので、認定内容に変更が生じた場合には御提 出ください。認定が不要になった場合は、変更届の上記以外の理由欄に『認定取消希望』と 記載し、御提出ください。